

## 障害者相談支援事業等の委託料における消費税等の 取り扱い誤りについて

堺市が社会福祉法人等に委託している障害者相談支援事業等について、委託料のうち消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等」という。）が課税対象である事業にもかかわらず、誤ってこれまで非課税であるとして、消費税等を含まない金額で事業者と契約を行ってきたことが判明しました。

対象となる方々に対して、ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底いたします。

### 1 経緯

令和5年 10月4日（水）	こども家庭庁及び厚生労働省から、障害者相談支援事業については、消費税等の課税対象事業であること、また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合は、委託料に消費税等を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨が通知。
10月～12月	他政令市及び府内自治体との情報交換により、政令市及び府内自治体の半数以上が本市と同様非課税と誤って契約を行ってきたことが判明。
11月上旬	国に対して質問を実施。12月中旬に口頭にて回答を得る。あらためて当該事業は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当しないため、課税対象事業であるとの回答。
令和6年1月中旬	弁護士複数名に法律相談を行い、今回の国通知のとおり、当該事業は社会福祉事業に該当せず、課税対象と捉えることが妥当との見解を示される。

### 2 対象事業

法における事業名	本市の事業名
・障害者相談支援事業	・基幹相談支援センター事業
・基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）	・総合相談情報センター事業
・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	
・障害児等療育支援事業	・障害児等療育支援事業
・発達障害者支援センターを運営する事業	・発達障害者支援センター運営事業

### 3 影響額（概算）

約1.6億円（平成30年度～令和5年度（平成29年度以前分は時効））

### 4 対象法人数

6法人

## 5 原因

当初、当該事業については、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけられ、消費税法上の非課税事業として取扱っており、平成 24 年度の障害者自立支援法の改正による事業見直しの際に、本市においては、引き続き第二種社会福祉事業との認識のもと、社会福祉法上の非課税事業として委託を続けていました。

## 6 今後の対応

受託法人に対し、速やかに事情の説明を行います。また、当該年度の委託料に係る消費税等相当額及び延滞税について、受託法人に支払う準備を進めます。

受託法人は、消費税等の修正申告を行い、本市に対し請求を行います。

## 7 再発防止策

- ・福祉関連の各種法律や制度改正などが行われる際には、消費税等の取扱いについて誤認を防ぐため、事業に関連する法令・制度に精通している事業担当者による確認体制を強化し、国への確認を行います。
- ・事業の委託契約手続きを行う際は、消費税等の取り扱いも含めて、関係法令等の確認を徹底します。

問 い 合 わ せ 先	(本事案の概要・基幹相談支援センター事業・総合相談情報センター事業について) 担 当 課：健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 電 話：072-228-7818 ファックス：072-228-8918
	(障害児等療育支援事業・発達障害者支援センター運営事業について) 担 当 課：健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 電 話：072-228-7411 ファックス：072-228-8918